

令和6年度第7回南相馬市小高区地域協議会 会議録

1 日 時：令和6年11月28日（木）

午後1時30分～午後4時20分

2 場 所：浮舟文化会館 研修室

【出席委員 11名】

会 長 阿 部 貞 康
副会長 志賀 由紀夫
委 員 末 永 義 人
委 員 小 林 友 子
委 員 半 谷 善 弘
委 員 西 山 喜 代 子

委 員 菅 原 紀 子
委 員 末 芳 治
委 員 杉 重 典
委 員 半 谷 恵 美 子
委 員 熊 田 め ぐ み

【欠席委員 3名】

委 員 本 田 博 信
委 員 山 本 麻 子

委 員 飯 塚 宏

●南相馬市職員

小高区役所長
小高区市民総合サービス課長
小高区地域振興課おだかぐらし担当課長
小高区地域振興課長
小高区地域振興課庶務担当係長
小高区地域振興課主査（書記）

佐々木 忠
渡辺 和宣
高野 真至
佐藤 克巳
志賀 弘達
大場 優

農政課長
農政課振興係長
教育総務課長
教育総務課総務係長
長寿福祉課長

門馬 修一
大谷 公伸
大石 雄彦
加藤 安枢子
木幡 ゆかり

長寿福祉課長寿福祉係長	宮本 美奈
長寿福祉課介護予防・認知症支援担当係長	大石 美和
こども家庭課こども政策担当課長	原田 美津子
こども家庭課こども企画係長	鈴木 仁美
小高区地域振興課復興拠点担当係長	五十嵐 竜也

公益社団法人 福島相双復興推進機構
 広域まちづくりグループ 副グループ長
 兼 まちづくり支援第二課参事
 (官民合同チーム)

野村 雅之

公益社団法人 福島相双復興推進機構
 広域まちづくりグループ 副グループ長
 兼 まちづくり支援第二課長
 (官民合同チーム)

二 瓶 晋

1. 開 会

○事務局

只今より令和6年度第7回小高区地域協議会を開会いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は、本田 博信委員、山本 麻子委員、飯塚 宏委員です。地域協議会委員14名中、11名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。初めに、阿部会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 阿部会長よりあいさつ

3. 議 事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。阿部会長、よろしくお願いいたします。

(1) 会議録署名人の指名

○阿部会長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

まず、会議録署名人の選任についてですが、会議録署名人については、議長選任でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○阿部会長

それでは、今回の会議録署名人は、末永 義人委員、小林 友子委員の2名にお願いします。よろしくお願いいたします。

(2) 諮問事項

諮問事項① 南相馬市営農共同給水施設設置条例及び関連規則の廃止について

○阿部会長

それでは、諮問事項に入りたいと思います。

諮問事項「南相馬市営農共同給水施設設置条例及び関連規則の廃止について」を議題といたします。担当課の説明に入る前に、市長からの諮問書の提出があります。

○事務局

市長が別公務のため、小高区役所長から諮問を行います。

小高区役所長より諮問書提出

○阿部会長

それでは、担当課から説明をお願いいたします。

農政課 資料1により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○阿部会長

ないようですので、答申のまとめに入りたいと思います。

原案の通り妥当とするということで答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長から小高区役所長へ答申書提出

(3) 報告事項

報告事項① 南相馬市基礎雌家畜の貸付及び譲渡に関する条例及び関連規則等の廃止に係るパブリックコメント手続の実施結果について

○阿部会長

それでは報告事項に移ります。

報告事項①「南相馬市基礎雌家畜の貸付及び譲渡に関する条例及び関連規則等の廃止に係るパブリックコメント手続の実施結果について」を議題いたします。担当課より説明をお願いいたします。

農政課 資料2により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○阿部会長

ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項② みらい育成修学資金条例の一部改正に係るパブリックコメント
手続の実施について

○阿部会長

それでは次の報告事項に移ります。

報告事項②「みらい育成修学資金条例の一部改正に係るパブリックコメント手続の実施について」を議題といたします。担当課より説明をお願いいたします。

教育総務課・長寿福祉課 資料3により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○西山委員

対象事業所が増えることはよいことなので賛成です。

こちらの制度はいつごろから始まって、どのくらいの方が活用していて、活用された方がどのくらい市内で働いているのか教えてください。

○教育総務課総務係長

看護師の修学資金貸付については、平成25年度に看護師の人材不足を解消するために始まった制度です。令和6年度現在、貸付を受けている方は制度全体で63名いらっしゃいます。これまで、市内の施設に就職をしたトー

タルの人数については、本日、資料を持ち合わせておりません。年に2～3名は市外の施設で働くことを希望される方もいらっしゃいますので、その場合は貸付した費用について全額返済をしていただいております。

介護福祉士の修学資金貸付については、令和4年度から始まりました。令和6年度現在では6名の方が利用していますが、皆さんまだ学生ですので就職された方はいらっしゃいません。

○西山委員

保育士についてはいかがですか。

○教育総務課総務係長

保育士については、平成30年度から始まりました。令和6年度現在で貸付を利用している方は8名となっております。市内施設に就職した人数については、資料を持ち合わせておりませんが、貸付を受けたほとんどの方が、市内の施設に就職をしております。

○末委員

資料3-7に記載されているすべての制度を合わせて、直近3年間で何名の方が利用しているのか教えて欲しい。

○教育総務課総務係長

令和4年度が38名、令和5年度が42名、令和6年度が45名の方に新規貸付の申請をいただきました。

○半谷（善）委員

南相馬市の医療及び介護職については、全体的に人材が不足していると言

われています。こちらの制度について、利用した方からアンケートを取り、その内容や金額についての調査は行っているのですか。

○教育総務課総務係長

こちらの条例については令和4年度にも改正をしており、その際にこれまで制度を利用された方を対象にアンケートを行いました。その結果としては、内容や金額の拡充の要望はなく、看護師の修学資金制度については、「資格取得の勉強をしながらアルバイトをするのは厳しいので、この制度は助かる。後輩のためにも、今後もこの制度を続けてほしい」という好評のご意見はいただいております。

○小林委員

返済期間や利子はどのくらいでしょうか。若い人たちの中には、奨学金を返すのが大変という話も聞くので、市の制度として、どうなっているかお伺いしたいです。

○教育総務課総務係長

今回改正する、看護師・介護福祉士・保育士の修学資金制度については、借りた期間と同じ期間、市内の各施設で働いていただければ、返済は求めないという制度になっております。

ただ、市外に就職される方も中にはいらっしゃいます。その場合、ルール上は一括返済していただくことになっていますが、何百万という金額を一括で返済するのは難しいと思いますので、ご本人と相談の上、分割で返済をしていただいております。その際、利息はいただいております。

育英資金貸付については、返還していただく貸付になっております。こちらについては、貸付を受けた期間の3倍の期間をかけて返済していただく制度となっております。大学4年間借りていただいた場合、12年間かけて返還していただくこととなりますので、1か月あたり1万7千円程お支払い

ただくようになります。育英資金貸付制度についても、利子はいただかない制度となっております。

○熊田委員

保育士の友人から聞いたのですが、この制度を利用した保育士さんが、4年間（貸付期間）だけ働いて辞めてしまう、という話を聞きました。この制度を利用した方の定着率を教えてください。

○教育総務課総務係長

令和4年度のアンケートの結果に基づいてお話しすると、だいたい6割程度の定着率になっています。ただ、市内の別な園に移るようなことはあるようです。

○志賀委員

今回追加になる対象事業者の「ナーシングホームつばさ原町」という施設は民間の事業者ですか。登録定員が29人以下の本体事業所型と、18人以下のサテライト型のどちらの型になりますか。また、地元の業者なのか全国展開している業者なのか教えてください。

○長寿福祉課長

「ナーシングホームつばさ原町」については、令和5年5月に原町区馬場行政区内に開設しました。こちらの施設については本体事業所型の施設となっており、全国展開の事業者ではありませんが、相馬市でも訪問介護事業所を開設している事業者となっております。

○阿部会長

その他、ご質問があればお願いします。

○阿部会長

ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項③ 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例(素案)制定に係るパブリックコメント手続の実施について

○阿部会長

それでは次の報告事項に移ります。

報告事項③「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例(素案)制定に係るパブリックコメント手続の実施について」を議題といたします。担当課より説明をお願いいたします。

長寿福祉課 資料4により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○西山委員

条例については、ご説明いただいた内容でよいかと思います。認知症については「どう理解するか」「ならないためにはどうするか」「なったあとにどう対応するか」ということが大切だと思います。「条例を生かすために、こういう施策を行います」という具体的な説明が欲しです。

私たちの世代は、おばあさんが一緒に暮らしてきたこともあり、年を取るということを目の当たりにしてきていますが、今の若い方は核家族なのでそういうことを理解しにくい部分があると思います。若い世代の人に話を聞くと、認知症について学びたくてもそういう機会がないという声も聞きます。役所の皆さんも働き方改革で、時間外にそういった講座を開くこともなかなか難しいと思いますが、働いている30代～40代の方に理解を促すことは大事だと思います。

両親の介護により子ども達の負担が大きく、仕事を辞めざるを得なくなり、両親が亡くなってから金銭的に苦勞する、という状況が増えています。介護サービスを理解し活用して、仕事も続けられるような環境を作ることが大事だと思いますので、若い人に認知症について学ぶ機会を作って欲しいです。

○長寿福祉課介護予防・認知症支援担当係長

私たちも、若い方が認知症について勉強する機会や、認知症への関りが薄いと感じております。市では「認知症サポーター講座」というものを開設しており、認知症がどういうものかを理解していただき、介護についても学ぶことができる講座を行っております。そういった講座を事業所で開催する等して、若い方に受講していただけるよう、積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

また今年度から、小中学生を対象に「認知症キッズサポーター養成講座」を実施しております。内容としては、寸劇等で実際の対応の仕方を学ぶようなものとなっております。来年度以降、もっと拡大をして取り組んでいきたいと思います。

○菅原委員

私も条例の内容としてはいいと思いますが、具体的な取組の説明がないのが気になりました。

最近では、認知症の症状を緩和する薬もあります。そういった薬の補助です

とか、本人は認知症だと気づいていないけど、周りの人は気がついているような状況の時に検査に繋げる仕組みとか、集まって認知症について話し合うような機会を作るとか、具体的な取組を考えてほしいです。

○末委員

菅原さんのお話にもあったように、行政区で集まった時に、認知症の簡単な検査や指導をするようなことはやっていただけないのか。

○小林委員

毎年、大阪体育大学のボランティアの方が来て認知症のテストをしてくれたりもしているので、そういった取組を行政区でできればいいのではないのでしょうか。

○菅原委員

そういったテストで、早い段階で認知症の兆候がわかれば、薬を服用することで普通の生活が少しでも長くできるようになると思います。

○長寿福祉課介護予防・認知症支援担当係長

現在、タブレットを使って「認知機能検査」をゲーム感覚で行っていただく、という取組を行っております。それを行うことで、認知機能のバランスを見ることができます。認知機能も計画力・注意力・見当識障害等、5つの項目に分かれており、テストの結果が五角形のグラフで表示されますので、その年齢・年代と比較してどうなのか見ることが出来ます。今年度は健康福祉まつりでも、認知機能テストの体験を行いましたので、希望する地域に向いて実施することもできるかと思っています。

また、体力測定会を福島県立医科大学の先生方と共同事業を行っております。令和4年度から、浮舟文化会館を会場に、身体機能検査や口腔検査、認

知機能の検査も対面による聞き取りで行っております。そういった機会にお越しただいて、自身の体や認知機能の把握をしていただくような取り組みも行っております。

それに加え、認知症の専門医の方の講演会を「認知症セミナー」として行っております。今年度は原町区での開催でしたが、来年度以降は各区に出向いてセミナーを行うことで、認知症について皆さんに知っていただく機会を作っていきたいと思います。

○阿部会長

そういった事業はどのように周知しているのでしょうか。

○長寿福祉課介護予防・認知症支援担当係長

広報での周知となります。あとは関係機関にチラシをお渡ししております。

○阿部会長

各行政区で認知症についての講習会や検査をやりたい場合は、生涯学習課の出前講座の制度を使って申し込みをすればよいのですか。

○長寿福祉課介護予防・認知症支援担当係長

出前講座のメニューにも入っていますので、ぜひそちらからお申込みいただければと思います。

○長寿福祉課長

昨年度に策定した「南相馬市高齢者総合計画」の中で、各行政区に1つサロンを作ることを課としても目標にしており、ある程度の人数が集まってサ

ロン活動ができるよう、支援も行っております。そうして立ち上げたサロンの中で認知機能だけでなく、条例の中にあるような、適度な運動やバランスの取れた食事など、日ごろの生活の中での予防と備えについても、周知・啓発を進めていきたいと思っています。

我々が実施する教室だけではとても予防はできません。これから増えていく高齢者の人数を見ますと、お一人お一人が自覚をもって日ごろの生活に気をつけていただくことが、認知症にならない、なっても重症化しないことにつながると思います。また、本人に自覚がなくても、周りの方が気がついて、地域包括支援センターに少しでも早く相談していただくことで、治療が始められる、ということも条例の中にもうたわれております。

また、先ほどのお話にもありました認知症サポーター講座が、認知症を知る入り口としてとても分かりやすい内容になっておりますので、夜間にも対応できるよう回数を増やしていきたいと思っています。

市民の皆さんが、認知症を正しく理解していただき、認知症になってしまっても普段どおりの生活を長く続けられるように、条例を制定するという考えです。

○志賀委員

この条例はたぶん厚生労働省で作成した「ひな形」のようなものを参考に作っているのだと思いますが、文章にいくつか気になる表現があります。

例えば、第5条の「認知症の人の役割」のなかに「何かあったら市に発信するもの」という役割が書かれています。事業者についても「就労の継続に配慮するよう努めなさい。そういう役割があります」とか、地域組織にしても同じで、突然役割を与えられているようで、上から目線のような感じを受けました。形式上でもいいので「役割」という文言を「取組」と言い換えると、押し付けられているような感じから、自発的にやらないと、と思える気がするので考えていただけるとありがたいです。

第12条2項に権利擁護について記載されていますが、これは独立していてもいいではないかと思っています。私も認知症関連の知識を習得したりしまし

たが、いわゆる虐待防止のような内容を権利擁護の中に入れてもいいと思いました。

いろいろな施策があつて、中にはお金がかかるようなおむつとかタクシーの助成等もあると思います。これらについては、総合計画の基本計画の中で予算措置されているものもあると思いますが、条例を作るにあたって新たにお金がかかるところについては予算化されているのでしょうか。

○長寿福祉課長

条例を作るに当たっては、国が発している「認知症施策推進大綱」と今年1月に施行された「認知症基本法」がベースになっております。県内では認知症条例を作っている自治体はありませんが、全国で先駆けて条例を制定している自治体の条例を参考にしております。

「役割」という記載の仕方についてですが、国の基本法の中では「国民の責務」ということで、「国民も認知症についてそれぞれ理解して行動しなくてはならない」と、さらに強い書き方をしております。市としては、第5条から第9条まで、それぞれの「役割」という表現にさせていただきました。どうしても条例ということで、法務上の言葉の使い方をしなければならないというところもあり、言い回しがきつく感じる方もいらっしゃると思います。この条文に記載することで、市民全員が認知症を理解して行動すれば、認知症の方も、認知症になってしまった方も、生きやすくなるのではないかという思いはあります。しかし、当事者やご家族が認知症になられた方の中では「そんなに簡単なものではない」と、この条例を否定的に捉える方もいらっしゃるということも考え、国では「責務」と記載しているところを、「役割」と言い換えて条文を作っております。

権利擁護の部分についてです。認知症になってしまうと、判断能力がなくなって、自分の思いが伝わらないということが出てくると思います。ですので、第5条に記載されている「認知症の人が思いを発信する」という文言は、認知症の人の気持ちを最大限くみ上げるという意味合いも込めて、作っております。権利擁護については虐待の問題も切り離せませんので、もっと詳しく条文化している自治体もありますが、南相馬市では第12条の中にま

とめた形で作成しております。

予算についてですが、資料18ページ以降に記載している施策については、今現在すでに実施している事業になりますので、令和7年度も引き続き実施する予定で予算の算定をしております。条例を作るにあたって、新しい施策は行いませんが、予防活動や認知症サポーター養成講座等、今年度よりも内容を拡充して予算を算定している事業がありますので、令和7年度以降、認知症に対しては重点的に取り組んでいきたいと思います。

○阿部会長

その他、ご質問があればお願いします。

○阿部会長

ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項④ 南相馬市こども計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

○阿部会長

それでは次の報告事項に移ります。

報告事項④「南相馬市こども計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について」を議題といたします。担当課より説明をお願いいたします。

こども家庭課 資料5により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○熊田委員

「こども・若者の意識調査」のアンケートに回答をしたのですが、すごく回答しにくかったです。紙でも Web でも回答できるということで、携帯で回答をしようとしたのですが、質問もチェック項目も多くて、拡大して見ないといけなかったりして、とても大変でした。回答率が22%というのも納得でした。来年度もアンケートを実施するのであれば、改善したほうがよいと思います。

○こども家庭課こども企画係長

ご回答いただいたアンケートは、計画策定のためのアンケートで5年に1度のアンケートとなります。「若者世代」にアンケートを取ったのは、今回の計画が初めてとなります。国のアンケート調査の項目を踏まえ、回答者に負担がかからないようアンケート項目を絞ってはいたのですが、回答しにくかったという点については、申し訳ありませんでした。次回、アンケートを実施する際は、計画のかたちが見えているということもありますので、アンケート項目等については検討をしていきたいと思います。

○西山委員

資料5-3の73ページに「こどもの人口見通し」が記載されています。これを見ると、1年に100人くらいずつ減っていったら、令和11年度には約500人減ってしまう見通しですね。この現象に対して、市としてはどのように対策をしていくのでしょうか。

あと、資料5-1の「3/1卒業おめでとう撮影会」がどのようなものなのかを教えてください。

○こども家庭課こども政策担当課長

市としても少子化対策については、切れ目のない支援ということで、子育て支援に限らず、若者が結婚できる環境づくりまで考えて、少子化対策を進めております。子ども・子育て審議会のなかでも、少子化対策についてご意見をいただきながら進めていますが、ご意見の中には「女性が働きながら子育てできる支援に力を入れてほしい」とか「若い人の賃金が増えないと結婚できない」というお話もあります。そういったご意見を参考にしながら、引き続き切れ目のない支援を行っていきたいと思います。

○こども家庭課こども企画係長

「3/1 卒業おめでとう撮影会」についてですが、こちらは令和4年度に始まりました「巣立ち応援18歳祝い金支給事業」という、18歳、高校3年生に相当する年齢の方に5万円を祝い金として支給する事業の一環で行っております。こちらの事業については、祝い金の支給と「さあ、行っといで。」というポスターを町なかに掲示して、地域全体でこども達の巣立っていく姿を応援しよう、という取組です。3月1日の県立高校の卒業式の日に合わせて、図書館の隣の情報交流センターで「卒業おめでとう撮影会」というものを実施しており、そこに卒業式を終えた高校生が家族や友人、後輩たちと一緒に来て、プロのカメラマンに撮影をしてもらう、という事業です。

○菅原委員

「さあ、行っといで。」というポスター、すごくいいと思います。子育て支援が本当に充実すれば、「行っておいで。」と送り出したこども達も、地元に戻ってきてくれるのではないかと思いますので、がんばってください。

○熊田委員

お祝い金について個人的な意見ではあるのですが、県外・市外に引っ越ししていくこどもに5万円のお金を出す。いま、5歳のこどもを育てている私は

大変なのに1円ももらえない、というのはちょっと悔しい気もします。

○こども家庭課こども企画係長

子育てをしていると経済的な負担が大変というのはよくわかります。南相馬市では、保育園等にお子さんを預けていない家庭に対する「在宅保育支援金」という制度や、学校給食・幼稚園給食の無償化、18歳までのこどもの医療費の無償化を行っています。ここまでは切れ目のない子育て支援を行っております。18歳の高校生等が大学進学や就職等に巣立つ時期は経済的負担が増えるため、巣立ちの時期まで、支援が途切れることなく後押しするために始まった背景があります。

○志賀委員

こどもは宝なのでこども計画は大切だと思います。こども家庭庁ができて、こども計画を立てるのは努力義務に位置付けられているのだと思います。この資料に記載されている事業をやっていくための、こども関係の業務を行う職員がどのくらいいるのでしょうか。事業をやるに当たっては「ヒト・モノ・カネ」だと思うのですが、何人で事業に取り組んでいるかもそうですが、国が努力義務にしている限りは、補助制度などがあってそれを受けているのですか。人が足りないのであれば、デジタル化するとか、人員を多くつけてもいいのではないかと思います。

こども計画なのでこども目線でやらなければならないといけないと思うのですが、先ほど熊田委員から意見があったように、こどもを支えているのは親なので、親に対する支援も入れてほしいと思いました。資料5-3の26ページから27ページ、第4節の施策の体系に「基本理念」、「基本目標」、「施策の方向」とありますが、そこに支えている親についても入れてもいいと思います。

資料5-3の44ページに空欄がありますので、そちらは削除していただいてよいかと思います。

○こども家庭課こども政策担当課長

こども計画の中でも、子育て支援法の規定に基づくものは、努力義務ではなく、必ず作成しなければならないということになっております。こども計画というものは、子育て支援法の規定に基づく、市町村子ども子育て支援事業計画と併せて一体的に作ってもよい、という法律になっていますので、一緒に作った方が効率的でありわかりやすい計画になる、ということでこのようなボリュームのある計画になっております。

ご心配いただいているとおり、南相馬市はこどもの部門の職員は、多いとは言えない状況です。私たちの部署だけでこども政策ができるわけではなく、幅広い部署が関係しております。教育委員会や商工部門、健康部門など様々な部署が関係する中身になっております。こども部門だけでなく、横ぐしを刺しながら一体的に取り組んでいく中身になっております。

○志賀委員

こども家庭課は何人くらいいるのでしょうか。

○こども家庭課こども政策担当課長

こども家庭課は30名程の職員がいます。こども未来部ですと100名程になるかと思いますが、保育士さんや児童クラブに勤務されている方もおりますので、大きな組織になっております。

計画の中身が主にこどもの目線になっているというお話ですが、こちらのこども計画が「こども基本法」という法律に基づいて作られています。こども基本法の中には、こども大綱というものを勘案して作ることになっております。現計画までは、こどもの視点がほとんど入っていない計画になっておりました。新たに作る計画については、こどもの権利やこどもの視点を取り入れなさい、というのがこども家庭庁とこども大綱の目指すところになっております。こども家庭庁では「こども真ん中社会」と言っておりますが、こどもの目線を持った計画になっているので、そちらを強調した中身になっております。

○志賀委員

実施する事業について、国からお金が出ることはないのですか。

○こども家庭課こども企画係長

財源については、国の交付金や県の補助金等を活用して実施している事業も多数ございます。地域少子化対策重点推進交付金や子ども・子育て支援交付金など、子育てに特化した交付金も活用しながら実施しております。

○阿部会長

それには人件費が入っているものもあるのでしょうか。

○こども家庭課こども企画係長

児童クラブや保育園関係のもので、人件費が入っているものもあります。

○末永委員

先日韓国に行ったのですが、韓国では出生率が0.5%ほどになっているそうです。また、生まれて数年後にいい学校に入らないと終わり、みたいな状況で生きにくい国なんだそうです。自殺率も高いみたいです。国が面白くないと、出生率が下がる。日本も国が面白くなくて出生率が下がっている部分がある気がするので、南相馬市がおもしろいまちになれば、出生率があがるかもしれないですね。

○こども家庭課こども企画係長

「地域でこども達を応援しているということが、ポスターや地域の大人の方の声掛けから伝わった」、「この地域が大好き」というご意見を、「卒業おめでとう撮影会」の時に実施したアンケートでもいただいております。こど

もたちにとっても魅力的な地域であれば、これからも住み続けたいと思ってもらえると思いますので、こどもの意見も取り入れながら、施策へ反映していきたいと思いました。

○半谷（恵）委員

資料5-3の78ページ（3）地域子育て支援拠点事業と、83ページの（12）一時預かり事業の表について教えてください。令和7年度と令和8年度の数値に開きが大きいのはなぜなのでしょう。

○こども家庭課こども政策担当課長

地域子育て支援拠点施設については、令和8年度の開所を目指しております。一時預かりの事業については現在、原町区と鹿島区で行っているのですが、原町区に大きな拠点施設ができることで利用者数が増える見込みです。令和7年度と令和8年度では環境が大きく変わることから、数値についても見込量を大きく記載しております。

○半谷（恵）委員

つまり表に記載されている数値は「ニーズ」ということですね。施設ができることで利用が増えて可視化されるということですね。結構な数増えるんですね。

○こども家庭課こども政策担当課長

現在、預かりをやっていない日祝日も対応できるようにします。また、乳幼児健診を保健センターで行っておりますが、こちらについても地域子育て支援拠点施設で実施するようになります。多くの親子が一度は利用するという施設になりますので、もっと利用率は上がると考えております。

○西山委員

場所はどこにできるのですか。

○こども家庭課こども政策担当課長

現在、原町認定こども園を整備している場所の隣に開設されます。

○阿部会長

時間の関係もありますので、これ以降の質問については質問書にご記入の上、事務局にご提出ください。

○阿部会長

次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項⑤ 南相馬市小高区復興拠点施設条例の一部を改正する件について

○阿部会長

それでは次の報告事項に移ります。

報告事項⑤「南相馬市小高区復興拠点施設条例の一部を改正する件について」を議題といたします。担当課より説明をお願いいたします。

小高区地域振興課 資料6により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○半谷（恵）委員

チャレンジオフィスが多目的室になった時の用途は、いまある多目的室と同じ扱いでしょうか。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

同じような絨毯敷きの作りになっておりますので、現在の多目的室同様、用途を絞ることなく広くご利用いただく予定です。

ただし、現状の多目的室にいろいろな機材があるので、利用希望が重なった場合には、用途に合わせて新しい多目的室に誘導する等して、より多くの団体の方にご活用いただけるようにしたいと思っております。

○半谷（恵）委員

今のチャレンジオフィスはあまり活用されていないという話は伺っていたので、変更することも大事だとは思いますが。一方で多目的室の予約がなかなか取れないという話もありますので、同じような部屋が1つ増えてもすぐ埋まってしまうのではないのでしょうか。

打合せ等で交流スペースを利用することもできますが、あの場所も小さなお子さんを連れた方が利用されていてにぎやかなので、多目的室をまるまる予約するほどではないけれど、静かに打合せできる空間が欲しいというニーズの方があるのではないかと思っています。従来の多目的室と色を変えた使い方を新しい多目的室には考えてもいいと思います。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

半谷委員からお話があったようなニーズもあると思いますので、新しい多目的室は個室空間になっていることもありますので、打合せ等に特化した使い方をすることも検討したいと思います。

○志賀委員

現在チャレンジオフィスを利用している方については、多目的室になったらどうするのか、事前にお話はされているのでしょうか。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

チャレンジオフィスを利用している方は原町区にご自宅があるので、ご自宅で作業することを検討するというお話でした。また、ご説明の際には小高区にある民間のコワーキングスペースの活用についてもご案内をしております。

○志賀委員

資料の中に「小高老人福祉センターを利用していた団体等による小高交流センターの利用が増えたことで」と記載されています。「だったら、老人福祉センターは利用価値があったのではないか」と思いました。そういうことであれば、政策転換してもよかったのではないのでしょうか。

○小高区地域振興課長

主に老人福祉センターのカラオケ設備を使っていた方についてですが、多目的室にしかカラオケ設備がないため、交流センターの多目的室の利用希望者が重なってしまうことがありました。

○志賀委員

そういうことだとは思いましたが、この資料だけ見ると老人福祉センターを残すべきだったように感じます。

○小林委員

いろいろな人たちがちょっとしたスペースが欲しいと思っているということを、皆さんの意見から感じました。小高商工会が持っている「ふれあい広場」について、平日は商工会の会議で月に数回使っているだけで、空いている状況です。市からの助成がないので商工会独自で使うという方針になっています。「助成がもらえれば、たくさんの方に利用していただけることができる」というお話をしているのですが、市からはなかなかそういった話はいただけない。交流センターを抜けたところにあって、音楽もできるし畳の部屋もあるし。小高パイオニアヴィレッジにも近くて、拠点になることができます施設だと思うので、そういう計画も市の方から出してほしいと思っています。そうでないと、一般の方が使えなくて、商工会の会員である私の名前で借りて使ったりもしている状況なので。

電気代・水道代の支援をしていただければと思っているので、商工会女性部からの意見として出させていただきます。

○小高区地域振興課長

今ほど小林委員からお話が合った内容については、小高商工会との意見交換でも伺っております。利用については小高商工会の利用規約もあると思います。これまでの交流センターの設置の経過の中でも、類似施設があるという議論もあったと思います。その辺についてはそれぞれの利用についての規模感もあると思いますので、それぞれ効率的に使えるような検討は必要だと思います。

○小林委員

老人福祉センターがなくなるのであれば、ふれあい広場活用のために支援をしていただきたいと思います。以前はボランティアの方や音楽イベントをやったりもしていました。それが、市の助成金が切られてしまった時点で、商工会でだけ使うしかない、となってしまいました。もっと、商工会と市が一緒になって活用出来たら、いろいろなことができるのではないかと、というのが意

見です。

○小高区地域振興課長

それぞれよりよく活用できるよう検討させていただきます。

○熊田委員

チャレンジオフィスがあな場所になられた経過について、「こども達が大
人が働いている姿を、窓越しに見られるようにする」という意味で設置され
たと人づてに伺いました。そういうコンセプトだったはずが、いつもカーテ
ンが閉まっけていて暗くて「中では何をやっけているんだらう」という状況です。
今のままのチャレンジオフィスなのであれば、なくなっても仕方ないのか
な、と思うのですが、チャレンジオフィス自体の需要はあると思うんです。
仕事柄、仕事ができる場所についての相談を受けることもあるのですが、
「小高交流センターが利用できますよ」とか「小高パイオニアヴィレッジが
ありますよ」というお話をしたりするので、あってもいいんじゃないかと思
っています。「チャレンジオフィスを残す」という議論はされたのでしょうか。
今のままでは借りられない理由もあると私は思っています。なくす前提
で考えているのか、生かすことは考えていないのか教えて欲しいです。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

チャレンジオフィスの利用者については、常に募集をかけている状況で、
「利用したい」という相談もありました。しかしながら、同じ建物内に Wi-
Fi を使えて、利用時間も同じで無料開放しているフリースペースがあるとい
う状況もあります。解放された空間か、きちんと仕切られた空間かという違
いはありますが、どちらもご紹介すると最終的に「フリースペースで十分で
す」という話になり、チャレンジオフィスの契約に至っていないのが現状で
す。

○熊田委員

私もよく交流センターは利用していて、子育てサロンはできたときから行っています。子育てサロンについて、今は「おだか0円食堂」を開かれています。平日に人が多い時もありますが基本的にはガラガラですよね。逆に土日は人が多くて食事ができる場所がありません。子育てサロンは遊んでいる人がいっぱいいます。フリースペースも高校生が勉強していたり、大人が仕事をしていたりすると、世代間交流とはいえ同じテーブルで食事するのは難しいです。チャレンジオフィスにコワーキング機能があるのであれば、そこで仕事してくれたらいいのに、と思います。

○半谷（恵）委員

熊田さんの意見、よくわかります。

月額利用でしか使えないことも、使いづらさの要因だったと思います。時間で利用できるコワーキングスペースにするとか、一部屋まるごとじゃなくて仕切られた個人スペースを作って落ち着いて仕事ができる空間を作るとか、フリースペースと差別化されたコワーキングスペースにすることは、考えられなくはないと思います。

○志賀委員

昨年度、地域協議会の視察研修で女川町に行きました。女川町の駅前にはオフィスが2つあって、1つは間仕切りされているだけの無料で使えるところ、もう1つは有料のオフィスでした。交流センターもそういう形式で考えるのかな、と思っていました。

○阿部会長

そういった、利用者側の立場に立った使い方の検討はされたのでしょうか。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

現在、利用したい団体が利用できない状況にあります。使い方は会議だったり、研修だったりそれぞれ異なります。私たちの方で、用途に応じで多目的室から和室に振替えたりしていただいておりますが、用途によっては振替ができずキャンセルになってしまう場合もあります。「もう1つ多目的室があればいいよね」という声は利用者の方からも出ており、チャレンジオフィスの利用者募集をかけていても希望がないところを見ると、多目的室に変更して解放するのがよいと考えております。

○半谷（恵）委員

多目的室にするのもいいのですが、私たちも打合せなどで使いたいと思ったときに、予約が取れないことが多々あるので、「仕事のために使う多目的室」と「カラオケやレクリエーションをするために使う多目的室」というように、色分けをして使うのがいいと思っています。どこの部屋も同じように予約できるようにしてしまうと、結局いつも予約がいっぱいで使いたい人が使えなくなってしまうので。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

説明が不足しておりましたが、施設側としても半谷委員からお話があったように、用途によってお部屋をご案内する考えでおります。

○阿部会長

委員の皆さんから話があったように、交流センターの多目的室については、より利用者の方が使いやすいよう、引き続き検討をしていただきたいと思います。

○半谷（恵）委員

少し別な話になるのですが、いまサーフショップがある場所について、前々からお店が変わるという話が出ていると思うのですが、その後進んでいるのでしょうか。どういう方向性になるのかとか、話はあるんですか。

○小高区地域振興課復興拠点担当係長

現在のところ、具体的な進捗はありません。

○阿部会長

時間の関係もありますので、これ以降の質問については質問書にご記入の上、事務局にご提出ください。報告事項については以上といたします。

4. その他

(1) 10月26日開催 小高区まちづくりワークショップについて

○阿部会長

それでは、4. その他に入りたいと思います。

「10月26日開催 小高区まちづくりワークショップについて」を議題といたします。担当より説明をお願いいたします。

官民合同チーム 資料により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○西山委員

第1回のワークショップに参加された方が約40名ということですが、参加者の年代はどんな感じだったのでしょうか。

○官民合同チーム 二瓶様

30代くらいの若い方から年配の方まで幅広くご参加いただいておりますが、今回は年配の方が多かったと思います。10月26日が他に近隣で開催されるイベントが多く、若い方がそちらに行かれていたのではないかと考えられます。

○西山委員

先ほど、別な報告事項の中で女川町の視察研修の話があったかと思いますが、女川町では、震災後のまちづくりは若い人が中心になって考えていました。60歳以下の方が中心となり話し合い、幼稚園・小学生・中学生などこれからまちづくりをすることも達の意見も聞いて、まちづくりを行っていました。

○官民合同チーム 二瓶様

私どももぜひ若い世代の方に参加していただきたいと考えております。現在、第2回目の募集をかけておりますが、前回イベント等で参加できなかった方からも参加申し込みをいただいております、30代～40代の方の参加が増えております。

○西山委員

できれば、30代・40代の方のお子さんにも参加していただきたいです。どういう小高を作っていきたいか、どんなものを残していきたいか、小

学生・中学生に小高をもっとよくしていただきたい。大人が作るのは簡単だと思いますが、こども達に自主的に考えてもらえるようにして欲しいです。

○官民合同チーム 二瓶様

どのくらいの年齢のお子さんであれば、ワークショップに入ってうまく議論ができるのか、というところがあります。高校生であれば大丈夫かと思いますが、我々が想定しているやり方でどこまでの年齢のお子さんが参加できるかは検討が必要だと思います。

○西山委員

親子で参加していただけるようにしてほしいです。結局、私たちはあと10年後、20年後いない可能性が高いんです。なので、今後まちの中心になる世代の方に議論をして欲しいです。

また、先日、民生委員の集まりで旧小高商業高校の利活用の話をしたところ、「国民年金で入れる老人ホームを作って欲しい」という意見がありました。ワークショップで出た意見を見ると、そういう意見はないですね。

「憩いの場」「リラクゼーションの場」というかたちのよいものが並んでいます。これもよいと思いますが、こう言ったものができたとして、誰がどのくらい利用するのか疑問です。もっと現実的な使い方を考えてほしい、というのが2つ目の意見です。

3つ目の意見です。小高交流センターを作る際の話し合いについて、私は地域協議会の委員として途中から参加をしました。初めから参加していた方に話を聞くと、「一生懸命意見を出してもちっとも通らなかった。デザインセンターで作った計画があって、そこに寄せていくかたちになった」という話を聞きました。そういうやり方では、まちづくりはうまくいきませんので、そういったことのないようにお願いします。

○官民合同チーム 二瓶様

旧小高商業高校については、現在は県が所有しており、今後、市に譲渡さ

れる予定となっております。今回のワークショップでは、こういった利活用が考えられるのか幅広に意見を集めたかたちとなります。現段階で、旧小高商業高校については、今後のことについて決まっていないことが多い状況であり、このワークショップの中で、具体的に集約していくということは考えておりません。第2回目については旧小高商業高校の利活用だけでなく、幅広く「まちづくり」について議論をしていく予定です。旧小高商業高校の利活用については、今後、市が具体的な計画を進めていくにあたり、意見を求める場が設けられる可能性はあると思います。

○小林委員

私たち世代が考えるのは、「今ある建物をどう使うか」ということですが、若い人たちはちょっと考え方が違います。ストックヤードや撮影スタジオとか野外音楽堂にするとか、おもしろい意見を持っています。そういった考えを持っている人たちから話を聞く機会を2～3回設けて、あの場所が生かされるといいと思っています。

○志賀委員

ちなみに、第1回目のワークショップは40名の方が参加しています。第2回目は追加で20名募集していますが、40名の方は何事もないければ、第3回・第4回目も参加していくということですか。それとも、都度募集して入れ替えなどもしていくのでしょうか。

○官民合同チーム 二瓶様

第1回目から参加されている方は、そのまますべてのワークショップに参加していただくことができます。メンバーの入れ替えは行いません。

○阿部会長

その他、ご意見はありますでしょうか。

○阿部会長

ないようですので、次の説明に移ります。

(2) 令和7年度小高区自治振興基金の活用について

○阿部会長

次に「令和7年度小高区自治振興基金の活用について」担当より説明をお願いします。

小高区地域振興課 資料7により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について質問があればお願いいたします。

○阿部会長

ないようですので、次の説明に移ります。

(3) 次回の会議開催予定について

○阿部会長

「次回会議の開催予定について」を事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

(4) その他

○阿部会長

その他、委員の皆様、事務局より何かございませんか。

○事務局

玉沢委員の退任に伴い行った、小高区地域協議会委員の公募についてご報告をさせていただきます。

今回、退任に伴い新たな委員の公募を行いました。応募がありませんでした。『地域自治区の設置等に関する協議書』の規定により、「地域協議会の構成員の定数は15名以内」となっていること、令和4年度・令和5年度の鹿島区地域協議会委員が14名であった前例もあることから、会長と協議の上、令和7年度末までの小高区地域協議会は14名で会議を実施していくこととなりましたので、ご報告をさせていただきます。

○阿部会長

その他、委員の皆様から何かございませんか。

○阿部会長

なければ、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

5. 閉 会

○事務局

阿部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第7回南相馬市小高区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和6年度第7回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長

阿部貞康

会議録署名人

末永義人

会議録署名人

小林友子